

6 番	新井 亜由美 議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
<p>1. 障害児の保育と発達支援について現状と実態</p> <p>【質問趣旨】 日本での障害児保育は、1971年から、国の予算補助事業として障害児保育に対する職員の加配が始まりました。2003年からはこの事業が一般財源化され地方交付税により措置されるようになりました。その結果、「職員の非正規化」「加配を減らす」「待機児童対策で定員を超える受け入れ」等により、障害児の受け入れや対応に困難が増してきているのが実態です。2007年からは障害児保育の対象児童が「軽度発達児」まで拡充されたことで、受け入れ児童数が飛躍的に増大している中、実態にふさわしい保育が実施できているかどうか、瀬戸市の実状と</p>	<p>(1) 障害児保育について</p>	<p>①2018年度版保育白書によると2016年度末で保育園に受け入れた障害児の人数は6万4718人で、10年前の2005年度から2倍になっています。現在瀬戸市では、公立8園で障害児・要支援児を69名、民間2園で障害児・要支援児12名、障害児保育未実施の公立2園でも要支援児12名を受け入れていると聞いています。公立10園・民間2園で合計93名にのびります。このような実態と、今後の障害児保育の見通しについて見解を伺います。</p> <p>②障害児保育とは、どのような子どもを対象としている保育であるか。また、職員体制・環境面・その他、通常の保育との違いを具体的に伺います。</p> <p>③障害児と要支援児の対象となる基準を伺います。また年に一度、保育所入所適正検討会議が開催されると聞いていますが、会議の目的と内容、構成員を伺います。</p> <p>④通常の保育では、子どもたちを保育するにあたり、集団保育の「年間計画」「月ごとの指導計画」「週ごとの指導計画」を作成し、障害児・要支援児には「個別指導計画」を作成していると聞いています。集団保育の指導計画と、障害・要支援児の指導計画にはどのような違いがあるのか伺います。</p>

- 備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
 2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
 3. MS明朝体、12ポイントで記載する。

6 番	新井 亜由美 議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
問題点を明らかにし、改善を求めて質問を行います。	<p>(2) 各保育園の障害児の入所定員について</p> <p>(3) 障害児保育を担当する保育士の体制と厚生労働省・総務省の通知について</p>	<p>①各園の障害児の入所定員は3名と聞いていますが、実際には3名を大幅に超えている園がたくさんあります。この実態について見解を伺います。</p> <p>②障害児も地域の保育園に通園し、地域の子どもたちと共に小学校へと進んでいきます。障害児保育には、障害を持つ子どもも地域で共に育つことを保障する役割があります。しかし現実には公立保育園に障害児保育の受け入れが偏っています。民間保育園で障害児の受け入れが拡大できていない理由と、瀬戸市が民間保育園へどのような働きかけをしているのか伺います。</p> <p>③現在3歳児以上でしか障害児保育が位置づけられていません。0～2歳児の乳児保育でも障害児・要支援児枠を設けて適切な職員配置と個別指導が行えるように改善が必要と考えますが見解を伺います。</p> <p>①平成30年3月27日付、厚生労働省子ども家庭局保育課長からの通知について伺います。平成28年度の調査によると、全国で障害児保育を「概ね障害児2名に対し、保育士等1名の配置状況」で実施している。また障害児保育とは「一人一人の子どもの発達過程や障害の状態を把握し、適切な環境の下で実施される必要がある」「家庭や関係機関と連携した支援が必要である」ため、概ね障害児2名に対し保育士1名の配置を標準として、障害のある子どもの状況等に応じて適切に職員を配置するよう記されています。</p> <p>現在、瀬戸市の障害児保育は、障害児・要支援児3名に対して保育士1名の体制となっていますが、厚生労働省の通知をどのように受けとめ、見直しの議論がされたのか伺います。</p>

- 備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
3. MS明朝体、12ポイントで記載する。

6 番	新井 亜由美 議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
	(4) 障害児保育の正規保育士と専門職の配置について	<p>②平成 30 年 1 月 25 日付、総務省自治財政局財政課からの通知について伺います。障害児保育に係る平成 30 年度の地方交付税措置について「平成 30 年度の地方財政の見直し・予算編成上の留意事項等」が通知され、障害児保育に係る経費が 400 億円から 800 億円に倍増した。交付税の算定方法は従来の人口規模と園児の総数から包括的に計算していた方法から、障害児の受け入れ人数に応じた算定方法に変更すると記されています。このように障害児保育が拡大している実態に即して、「保育所等における支援の一層の充実」が財政面でも行われた結果、瀬戸市では交付税措置が増額されたと考えますが、実際はどうだったのか伺います。</p> <p>③平成 29 年の厚生労働省委託研究（みずほ情報総研(株)）の結果があります。障害児保育に係る加配職員の基準については「障害の程度を問わず基準が一律」と回答した市町村が 28%。一律の基準内容は 34.3%が「概ね障害児 1 人あたり保育士 1 人」と回答しています。この厚労省の委託研究の結果を見ても、早急に障害児保育の体制を改善していくべきと考えますが、見解を伺います。</p> <p>①瀬戸市の障害児保育では要支援児も含めて個別指導計画を立てています。「保育に欠けている」だけでなく、病気や障害を持ち個別の支援が必要な子どもを保育するには、より多くの専門的知識や経験が必要です。家庭や関係機関との連携、研修会などの参加も必要かと思えます。そういった意味でも、非正規の職員ではなく長時間勤務できる正規の障害児担当保育士を増やしていくべきと考えますが、瀬戸市の正規・非正規の現状を伺います。</p>

- 備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
3. MS明朝体、12ポイントで記載する。

6 番	新井 亜由美 議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
	(5) 発達支援センターのぞみ学園の充実について	<p>②障害児保育実施園には障害児の発達支援や指導の専門職を配置すべきと考えますが見解を伺います。</p> <p>①瀬戸市には児童発達支援センターのぞみ学園があります。どのような子どもが通園の対象となり、どのような役割の施設なのか伺います。</p> <p>②施設や環境面、職員体制について保育園との違いを具体的に伺います。</p> <p>③発達支援センターの希望者も増えている中、今年度からは定員を3名拡大しています。今後も増えていくとの予測の上で定員の拡大をしていると思いますが、施設的环境や職員体制が不十分になっていないか伺います。</p> <p>④障害を持つ子どもたちは保育園での障害児保育か、発達支援センターのぞみ学園での療育かこの2つの選択肢になります。どちらにも通えない場合は在宅です。障害の種別や発達段階に応じて障害を持つ子どもの発達を保障するためにも、新たに発達支援センターの新設が必要と考えます。さしあたり、休園中の保育園の利用も検討すべきと考えますが見解を伺います。</p>

- 備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
3. MS明朝体、12ポイントで記載する。

6 番	新井 亜由美 議員									
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)								
<p>2. 瀬戸市障害者手当の見直しは廃止の方向性ではなく拡充の方向性へ</p> <p>【質問趣旨】 障害者にとって数少ない所得保障でもある障害基礎年金や各種手当は30年以上、また瀬戸市障害者手当については約50年間にわたり金額が据え置かれています。今年10月からは消費税も増税され、障害者が自由に使える貴重な収入源である瀬戸市障害者手当が廃止されることになれば、生存権にかかわる重大な事態です。「瀬戸市障害者手当支給事業」の目的と役割を確認すると共に、障害者の豊かな生活を保障する観点から拡充を求めて質問を行います。</p>	<p>(1) 瀬戸市障害者手当について</p>	<p>①今回見直しが検討されている瀬戸市障害者手当は、昭和45年に始まり目的は「在宅の障害者に対して瀬戸市障害者手当を支給することにより、心身障害者の福祉の増進を図ること」です。全ての障害者が対象ではなく、対象者は次の通りです。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;"><月に2,500円支給></td> <td style="text-align: center;"><月に2,000円支給></td> </tr> <tr> <td>・身体障害者手帳1～3級</td> <td>・身体障害者手帳4級</td> </tr> <tr> <td>・精神障害者保健福祉手帳1・2級</td> <td>・精神保健福祉手帳3級</td> </tr> <tr> <td>・療育手帳A・B判定</td> <td></td> </tr> </table> <p>上記の等級かつ所得200万円以下で在宅生活をしている方に限られています。制度の目的は「心身障害者の福祉の増進」と記されていますが、具体的にどういう意味であるのか見解を伺います。</p> <p>②2018年度は5,056の方が受給した瀬戸市障害者手当は、総額で約1億3500万円でした。これは扶助費全体の1.5%、一般会計歳出総額の0.3%です。瀬戸市障害者手当の受給者数は、年々増えていますが、その背景や要因について見解を伺います。</p> <p>③瀬戸市障害者手当の支給は、一定の障害等級と在宅で所得200万円以下という要件があり、この要件に該当する方は「重度の障害を持つ低所得の障害者」です。障害があることにより働けない、収入がない方はたくさんみえます。障害者の親御さんは就労が困難になる場合も少なくありません。社会的にも経済的にも弱者である障害者への手当の支給は、健康で文化的な最低限度の生活を保障するための大切な役割を果たしてきたと考えますが見解を伺います。</p>	<月に2,500円支給>	<月に2,000円支給>	・身体障害者手帳1～3級	・身体障害者手帳4級	・精神障害者保健福祉手帳1・2級	・精神保健福祉手帳3級	・療育手帳A・B判定	
<月に2,500円支給>	<月に2,000円支給>									
・身体障害者手帳1～3級	・身体障害者手帳4級									
・精神障害者保健福祉手帳1・2級	・精神保健福祉手帳3級									
・療育手帳A・B判定										

- 備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
 2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
 3. MS明朝体、12ポイントで記載する。

6 番	新井 亜由美 議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
	(2) 瀬戸市障害者手当の見直しとその方向性について	<p>④瀬戸市障害者手当は、医療保険のようにその対象者が事前に保険料等を納めなくても要件に当てはまれば現金が支給される、特別障害者手当や児童扶養手当などと同じ性質の「社会手当」の一つと考えますが見解を伺います。</p> <p>①「障害者手当の見直しについて」の説明資料には「人口減少や高齢化に伴う税収減少・扶助費の増加、老朽化する公共施設対策等を始めとする投資的経費・建設償還費増加などが見込まれており、経常的な事業費の圧縮に向けた取り組みを早急に行わなければ、基礎的な行政サービスの提供や公共施設維持などが危ぶまれる状況である」と説明されています。その上で、従来のサービス水準を維持しているものはその必要性を精査した上で見直しを進めると記されています。見直されることになった経緯を伺います。</p> <p>②同じく「障害者手当の見直しについて」の説明資料では、見直しの方針と考え方が記されています。扶助費を支給する事業は、公益上必要性があることが説明でき、それが客観的に認められなければならない。そのために次の3つの事柄①公益性②公平性③施策との整合性と適時性を満たしているかが判断基準である。公益性と公平性の2つについては妥当性が認められているが、適時性のみ妥当性が認められないということか伺います。</p> <p>③見直しの判断基準である3つの中で、適時性の観点から社会保障制度の変遷を考慮して、瀬戸市障害者手当支給事業は「一定の役割を終えた」と判断したと説明されていますが、どういうことか伺います。</p>

- 備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
3. MS明朝体、12ポイントで記載する。

6 番	新井 亜由美 議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
	(3) 役割を終えていない瀬戸市障害者手当について	<p>①一番金額の高い1級の障害基礎年金は1ヶ月約8万円です。その他の国や県の手当の中で一番金額の高い手当は特別障害者手当で33,790円です。そして瀬戸市では瀬戸市障害者手当2,500円があります。全て合計しても最低限度の生活に限りなく近いのではないのでしょうか。障害基礎年金や国や県の手当が支給されない場合は最低限度の生活を下回ることもあります。このような実態をどう考えているのか伺います。</p> <p>②働くことができる障害者でも最低賃金の非正規雇用が多く、障害者の所得は大変低くなっています。一般就労が困難で福祉的就労の方の1ヶ月の工賃は、1万円にはとても届きません。公共交通機関を利用して通勤すると工賃を割り込んでしまうケースもあります。このように就労できても生活できるだけの所得を得ることが困難な実態をどう考えているのか伺います。</p> <p>③介護保険制度・支援費制度・障害者自立支援法など、措置から契約へと大きく社会保障制度が転換してきました。どれも「生きる」ために必要な支援ですが、それらを「サービス＝利益」と見なし受益者負担が課せられるようになりました。食事や入浴、排泄、移動などを支援してもらわなければ生きていけないが、経済的な余裕がなく生きていく上での最低限の支援すら「減らす・断る」という実態がある中、瀬戸市障害者手当の果たす役割は終えていないと考えますが見解を伺います。</p>

- 備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
3. MS明朝体、12ポイントで記載する。